

2020年度 千葉県サッカー協会第4種委員会運用緩和策

～ユニフォーム等の運用緩和措置について～

2020年8月22日 千葉県サッカー協会第4種委員会
審判部 山中吉一

1 (1)2020年3月18日付け公益財団法人日本サッカー協会からの「選手の用具に関する運用緩和について」

(2)2019関東4種006号付け関東サッカー協会第4種委員会からの「ユニフォーム等の運用緩和措置に関する関東4種委員会の緩和措置について」

2 千葉県サッカー協会第4種委員会からの「各競技会のレベルに応じた選手の用具に関する運用緩和内容」について

(1) ソックステープ等の色

① ソックステープ等の色は問わない。但し、チーム内で同色のものを着用する。

(2) アンダーシャツ、アンダーショーツ、タイツの色

① アンダーシャツの色は問わない。但し、チーム内で同色のものを着用する。

② アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。但し、チーム内で同色のものを着用する。

(3) 正・副2着のユニフォームの準備と組み合わせの決定

① 正・副の2色については明確に異なる色とする。

② 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており、判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。

③ ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっても、主たる色が同系色であれば着用することができる。但し、ビブス等は不可。

④ ゴールキーパーのショーツ、ソックスは、フィールドプレイヤーと明確に異なる色とする。